

社会福祉法人 柏涛会

定 款

法人認可指令書番号
厚生省収児第344号
(昭和55年3月29日)

昭和58年 6月 3日変更届出
昭和60年 7月 19日変更届出
昭和60年10月 15日変更認可
(厚生省収児第587号)
昭和61年10月 15日変更届出
昭和64年 1月 5日変更届出
平成 3年 8月 1日変更届出
平成 4年12月 25日変更認可
(徳島県指令障第908号)
平成 6年10月 3日変更認可
(徳島県指令障第845号)
平成 7年10月 2日変更届出
平成10年 7月 29日変更認可
(徳島県指令障第511号)
平成11年 4月 1日変更認可
(徳島県指令障第388号)
平成11年 5月 31日変更認可
(徳島県指令障第3263号)
平成12年 4月 1日変更認可
(徳島県指令障第722号)
平成15年 2月 7日変更認可
(徳島県指令障第3375号)
平成15年 6月16日変更認可
(徳島県指令障第3080号)
平成16年 4月30日変更認可
(徳島県指令障第3187号)
平成16年 9月 1日変更認可
(徳島県指令障第3188号)
平成17年 2月 28日変更認可
(徳島県指令障第1923号)
平成17年 8月 3日変更認可
(徳島県指令障第1010号)
平成17年10月 11日変更認可
(徳島県指令障第1406号)
平成18年 3月 30日変更認可
(徳島県指令障第2593号)
平成19年 2月 20日変更認可
(徳島県指令障第1602号)
平成20年 2月 10日変更認可
(徳島県指令障第1144号)

平成20年 4月 30日変更認可
(徳島県指令障第458号)
平成21年 2月 18日変更認可
(徳島県指令障第3129号)
平成23年 3月 29日変更認可
(徳島県指令障第104036号)
平成23年11月 1日変更認可
(徳島県指令障第4031号)
平成24年 4月 1日変更認可
(徳島県指令障第4031号)
平成25年 9月 6日変更認可
(徳島県指令障第4059号)
平成26年 5月 27日変更認可
(徳島県指令障第4011号)
平成27年 6月 3日変更認可
(徳島県指令障第4013号)
平成28年11月 16日変更認可
(徳島県指令障第786号)
平成29年 2月 8日変更認可
(徳島県指令障第4085号)
平成29年 9月 21日変更認可
(徳島県指令障第477号)
平成30年 3月 30日変更認可
(徳島県指令障第4201号)
令和 1年 8月 28日変更認可
(徳島県指令障福第4064号)
令和 4年 8月 12日変更認可
(徳島県指令障第4040号)
令和 5年10月 25日変更届出
令和 6年 10月 15日変更認可
(徳島県指令障第4182号)
令和 7年 7月 8日変更認可
(徳島県指令障第4084号)

第一章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、幼児から高齢者に至る一貫した多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 福祉型障害児入所施設の経営

(ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 障害児通所支援事業の経営

(ハ) 一般相談支援事業の経営

(ニ) 特定相談支援事業の経営

(ホ) 障害児相談支援事業の経営

(ヘ) 共生型通所介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 柏涛会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取り組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所を徳島県海部郡美波町に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を徳島県阿南市那賀川町に置く。

3 前項のほか、従たる事務所を徳島県阿南市内原町に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人の評議員は、理事の員数を超える数を置く。

(評議員の選任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が3,000,000円を超えない範囲で、評議員会において定める役員等報酬規程により報酬を支給する。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置く。議長はその都度、互選で定める。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上

(2) 監事 2名以上

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、二名を副理事長とすることができる。

4 前項の副理事長をもって、社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において定める役員等報酬規程により報酬を支給する。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

- 2 基本財産は定款別表に掲げる財産を持って構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第三六条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁にと届け出るものとする。

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 障害者就業・生活支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

第八章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人柏涛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。但し、この法人の設立後、遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 大橋覚阿

理事 岡本武一

富田信昭

松下寅雄

鈴木利市

板東莊次

山石博光

豊田全

勝浦一晃

武市嘉一

古田幸輝

山下節夫

苅舎行夫

宝木正美

監事 川柴利雄

板東史郎

定款別表(第28条第2項)

基本財産

1. 土地

- (1) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S 成人部
(2) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S 児童部
(3) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S 花畑

上記3施設の敷地

8, 4 2 3 m²

※ 内訳

徳島県海部郡美波町北河内字本村

3 4 3 番 2	9 6 1 m ²
3 4 4 番 1	4, 2 1 4 m ²
3 4 4 番 9	1 1 2 m ²
3 4 4 番 1 0	1 1 2 m ²
3 4 4 番 1 1	1 1 2 m ²
3 4 4 番 1 2	5 3 0 m ²
3 4 4 番 1 3	1 3 m ²
3 4 4 番 1 4	3 4 m ²
3 4 4 番 1 5	3 2 m ²
3 4 4 番 1 6	1 5 2 m ²
3 4 4 番 1 7	2 5 2 m ²
3 4 5 番 1	3 4 7 m ²
3 6 7 番 2	1 2 9 m ²
3 4 7 番	8 8 9 m ²
3 4 9 番 1	3 9 3 m ²
3 4 9 番 2	9 2 m ²
4 7 9 番 2	4 9 m ²

- (4) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S 赤松元気村の敷地
徳島県海部郡美波町赤松字日浦 1 8 5 番
徳島県海部郡美波町赤松字日浦 1 8 2 番 3

3 9 5. 9 5 m²
3 0 7. 4 3 m²
8 8. 5 2 m²

- (5) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S 大地阿南の敷地
徳島県阿南市内原町桜木35番2

2 3 1 3. 7 2 m²
2, 3 1 3. 7 2 m²

- (6) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S がんばれる作業所の敷地
徳島県阿南市那賀川町八幡石塚 2 8 番 5
徳島県阿南市那賀川町八幡石塚 2 9 番 4
徳島県阿南市那賀川町八幡石塚 2 9 番 6
徳島県阿南市那賀川町八幡石塚 3 0 番 1
徳島県阿南市那賀川町八幡石塚 3 1 番 1
徳島県阿南市那賀川町原 2 6 0 番 1

2, 5 7 2. 1 8 m²
1. 5 5 m²
4 3 7. 0 9 m²
3 5. 2 2 m²
7 1 6. 8 0 m²
5 0 1. 6 9 m²
8 7 9. 8 3 m²

- (7) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S あわっ子らんの敷地
徳島県阿南市那賀川町苅屋 2 5 番
徳島県阿南市那賀川町苅屋 7 8 0 番
徳島県阿南市那賀川町苅屋 7 8 1 番
徳島県阿南市那賀川町苅屋 7 8 2 番
徳島県阿南市那賀川町苅屋 7 8 3 番
徳島県阿南市那賀川町苅屋 7 8 4 番

3 4 6 8. 9 8 m²
3 7 4. 9 4 m²
5 0 4. 3 5 m²
3 5 4. 5 4 m²
8 4 4. 5 8 m²
1 2 0 9. 4 8 m²
1 8 1. 0 9 m²

- (8) 障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S グループホームはなさかの敷地
おおぞら新野支所の敷地
徳島県阿南市新野町是国 1 1 0 番地 2
徳島県阿南市新野町是国 1 0 5 番地 2
徳島県阿南市新野町是国 1 0 8 番地 5
徳島県阿南市新野町是国 1 0 9 番地 3

1 0 8 3. 6 6 m²
9 2 7. 7 1 m²
6 7. 3 8 m²
4 7. 9 7 m²
4 0. 6 0 m²

2. 建物

- (1) 徳島県海部郡美波町北河内字本村 3 4 4 番地 1, 3 4 5 番地 1, 3 4 7 番地 所在
障害者支援施設、福祉型障害児入所施設

- ① 障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S 児童部
② 障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S 成人部

ア 本館 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根2階建

3, 0 0 0. 7 3 m²

※ 内訳

障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S	児童部	8 3 9. 0 8 m ²
障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S	成人部	2, 1 6 1. 6 5 m ²

イ 上記付属建物

- ① 障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S 児童部
② 障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S 成人部

A 機械室 鉄骨造陸屋根平家建

3 6. 0 0 m²

※ 内訳

障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S	児童部	1 0. 3 0 m ²
障がい者地域生活自立支援センターばんそう S & S	成人部	2 5. 7 0 m ²

B	指導訓練棟	鉄骨造鋼板葺2階建		563.79㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		成人部	
C	実習棟	鉄骨造鋼板葺2階建		178.82㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		成人部	
1				
(2)	徳島県海部郡美波町北河内字本村344番地17	所在		
	自活訓練棟	木造瓦葺2階建		149.40㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		成人部	
(3)	徳島県海部郡美波町北河内字本村347番地	所在		
	障害福祉サービス事業所、相談支援事業所	鉄骨造鋼板葺陸屋根2階建		442.13㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		花畑	
②	おおぞら			
	※内訳			
	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		花畑	357.12㎡
	おおぞら			85.01㎡
(4)	徳島県海部郡美波町赤松字日浦185番地	所在		
	障害福祉サービス事業所	鉄骨造陸屋根2階建		187.00㎡
	障害福祉サービス事業所	木造瓦葺2階建		104.56㎡
	ア 上記付属建物			
	木造瓦葺2階建			57.16㎡
	コンクリートブロック造陸屋根平屋建			6.51㎡
	木・コンクリートブロック造スレート葺2階建			75.54㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		赤松元気村	
(5)	徳島県海部郡美波町赤松字日浦27番地	所在		
	障害福祉サービス事業所	木造瓦葺平屋建		235.76㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		赤松元気村	
(6)	徳島県阿南市内原町桜木35番地2	所在		
	障害福祉サービス事業所	鉄骨造鋼板葺2階建		681.42㎡
	障害福祉サービス事業所	鉄骨造鋼板ぶき・陸屋根平家建		167.55㎡
	障害福祉サービス事業所	木造スレート葺平家建		21.22㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		大地阿南	
(7)	徳島県阿南市那賀川町菊屋25番地	所在		
	780番地	所在		
	781番地	所在		
	相談支援事業所	木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき平屋建		259.16㎡
①	徳島県南部障がい者就業・生活支援センター		よりそい	
	障害児通所支援事業所	木造かわら・合金メッキ鋼板ぶき平屋建		
②	あわっ子らんど			
(8)	徳島県阿南市那賀川町八幡石塚29番地4、30番地1	所在		
	障害福祉サービス事業所	鉄骨造スレートぶき平家建		81.00㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		がんばれる作業所	
	障害福祉サービス事業所	木造スレートぶき平家建		390.94㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		がんばれる作業所	
(9)	徳島県阿南市那賀川町原260番地1	所在		
	障害福祉サービス事業所	鉄骨造スレート平家建		178.26㎡
①	障がい者地域生活自立支援センターばんそうS&S		がんばれる作業所	
(10)	徳島県阿南市新野町是国110番地2	所在		
	105番地2	所在		
①	障がい福祉サービス事業所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	グループホームはなさか	668.01㎡
②	相談支援事業所	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	おおぞら新野支所	